

北陸3県における事例

道路の包括的民間委託事例及び拡大における課題(新潟県長岡市)

- 道路施設修繕やパトロールを、地域の精通した地元企業に委託
- 地元企業の収益担保につながり、将来にわたって維持管理体制の構築につながる
- 受注者は地元企業で構成する企業体や建設業組合

【事業効果】

- ・業者裁量により段取りや資材調達が可能
仕事の効率化が向上
- ・書類作成などの事務軽減により、他の業務
に注力できる

経緯	除雪を含めて、効率的・効果的かつ継続的な維持管理体系の構築のため
対象業務	道路施設維持補修全般
契約業者	除雪企業体、建設業組合等
契約年数	単年度
契約方式	随意契約
対象エリア	各支所地域ごと

包括的市道管理業務委託を導入した効果（2）

【事務作業軽減の効果】

- 効率的な作業（8工程を削減）……………損傷発見から修繕着手 5日 → 半日
- 迅速な現場対応（12日早く修繕完了）……………現場保留 → 即時対応
- 職員の事務作業軽減（8時間の削減）……………道路管理業務 → 商工観光、農林や公園管理などに従事

※130万円未満工事1件あたりの試算

導入前(A)			導入後(B)				
工程	作業	所要時間	工程	作業	所要時間		
①	道路パトロール	3:00	3:00	①	損傷発見・損傷報告	1:00	1:00
②	損傷発見			②	工事指示の内容精査	2:00	2:00
③	安全施設設置	0:30	0:30				
④	発注に向けた現場精査	2:00	2:00				
⑤	発注仕様書作成	2:00	2:00				
⑥	業者選定	1:30	1:30				
⑦	選定業者見積	72:00	1:00				
⑧	執行伺い作成	48:00	1:00				
⑨	入札						
⑩	契約						
⑪	修繕着手	168:00		③	修繕着手		
⑫	工事			④	工事		
⑬	修繕完了			⑤	修繕完了		
⑭	工事検査	1:00	1:00	⑥	修繕報告	1:00	1:00
合計	14工程	298:00	12:00	合計	6工程	4:00	4:00
	導入効果 (A)-(B)				8工程削減	294時間削減 (約12日)	8時間削減

【拡大における課題】

これまで支所地域の小さな枠組みでの業務であったため、地域内業者のほとんどが企業体構成員として携わることができたが、今後長岡地域での導入にあたっては、対象地域も広く、地域内業者数も多いことから、契約方法や業務内容の検討を要する

道路の包括的民間委託事例及び拡大における課題(新潟県見附市)

- 事業協同組合を相手方とした「共同受注方式」を採用し、見附建設業協同組合と随意契約により道路の包括的民間委託を実施している。
- 手が空いている業者を有効に活用でき、緊急時の対応がよりスムーズとなった。

【背景・効果】

- 市民サービス向上 … 業者が受付から修繕までを担うため、対応がスムーズになる
- 市職員の負担軽減… 要望処理・工事発注事務に要する時間を他の重要業務へ注力する
- 業者の採算性確保… 発注規模の拡大により、工夫次第で効率的な修繕が可能
- 業者の事業継続 … 市内業者の仕事量確保により、除雪・災害体制の継続が可能

経緯	令和3年度に試行期間として実施 令和4年度から本格導入
対象業務	①道路除草・清掃業務 ②道路巡回業務 ③道路修繕・補修業務 ④苦情等の受付・調査業務
契約業者	見附建設業協同組合
契約年数	令和4年4月1日から令和7年3月31日
契約方式	随意契約
対象エリア	見附市 全域



【課題】

修繕箇所が膨大であることや、市の想定を上回る修繕方法、費用となるケースが見受けられることにより、修繕箇所等の調整や予算不足が懸念される状況となっている。

北陸ブロック広域的・戦略的 インフラマネジメントセミナー



包括的維持管理委託
道路・公園 巡回員
三条市

インフラの包括的民間委託 (三条市の取組事例)



新潟県三条市 建設部建設課維持係

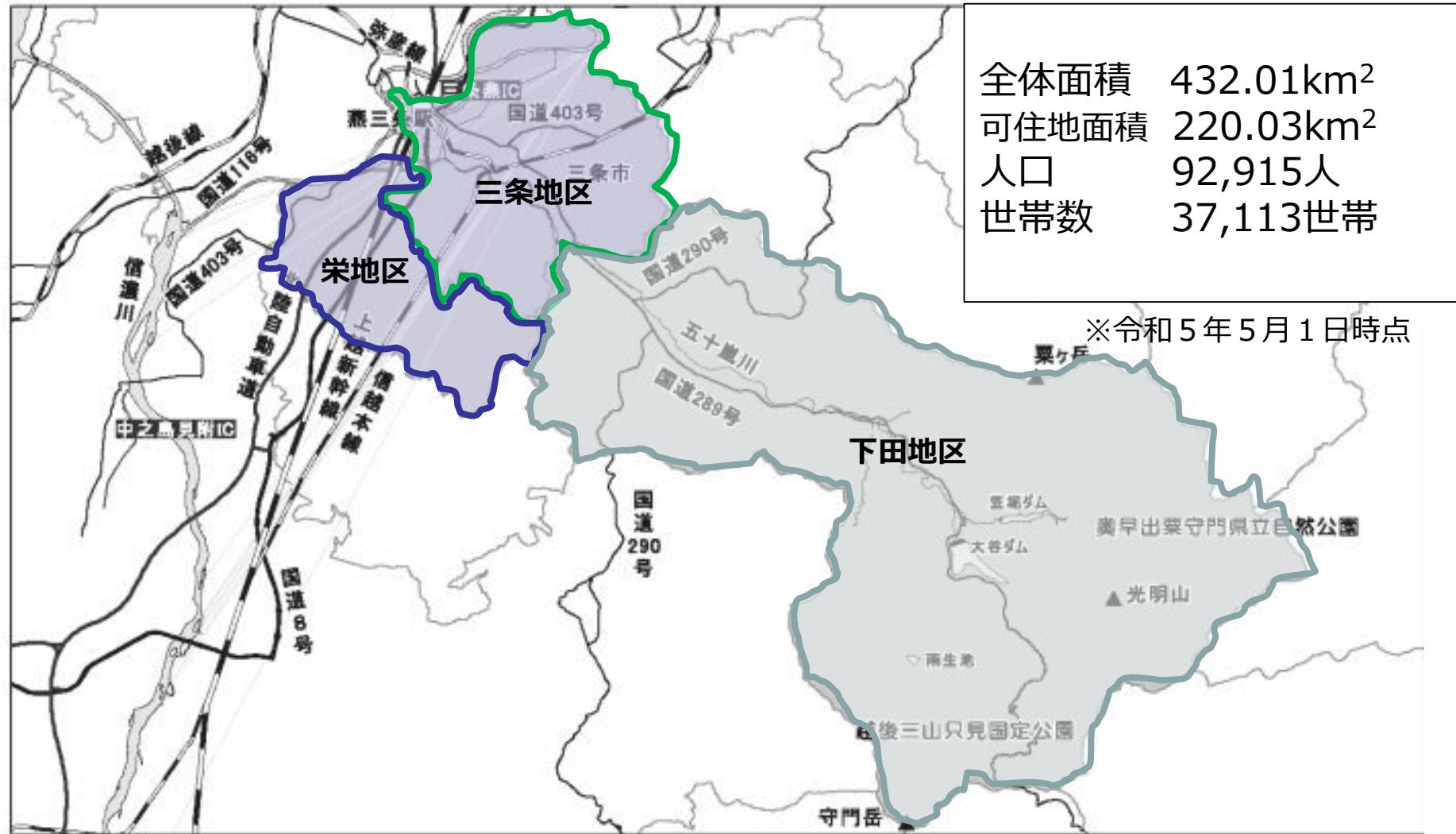
はじめに

三条市の紹介

取組の
概要

検討経緯

平成17年に三条市、栄町、下田村が合併



はじめに

三条市の紹介

取組の
概要

検討経緯



【三条市の地勢・交通など】

- ・新潟県のほぼ中央に位置
- ・上越新幹線や北陸自動車道等が整備
- ・市の中央部には五十嵐川が横断

○所管する主なインフラ

- ・道路施設 : 市道（約1,120km）、橋梁（約660橋）等
- ・上水道 : 配水管（約780km）、給水管（約41,000本）等
- ・下水道 : 公共下水道事業雨水幹線（約10km）、
汚水管（約280km）等
- ・農林道 : 農道（約250km）、林道（約90km）
- ・公園 : 約200 施設（162ha）等
- ・法定外公共物 : 里道、水路、等



はじめに

三条市の紹介

取組の
概要

検討経緯

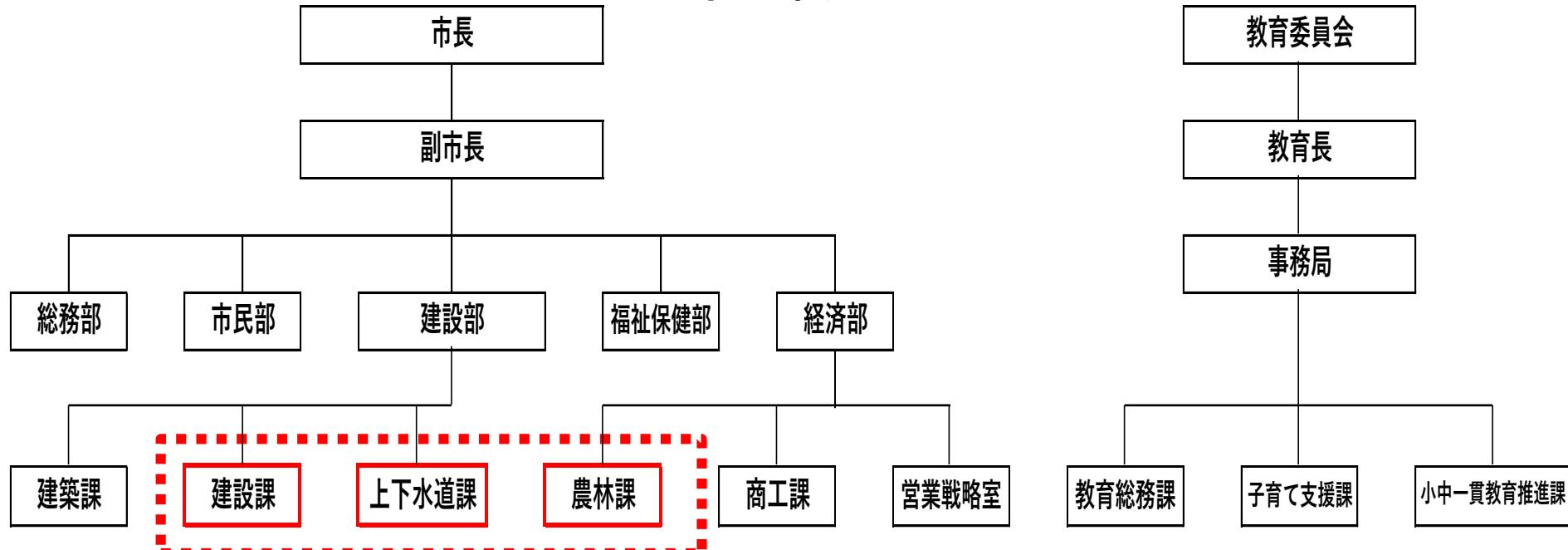
○維持管理体制

(令和5年4月1日時点)

維持管理に携わる職員

- 建設課：10名（うち技能職員4名） 【道路・公園・法定外公共物】
- 上下水道課： 7名（うち技能職員1名） 【上・下水道施設】
- 農林課： 3名 【農・林道】

組織図



維持管理担当者

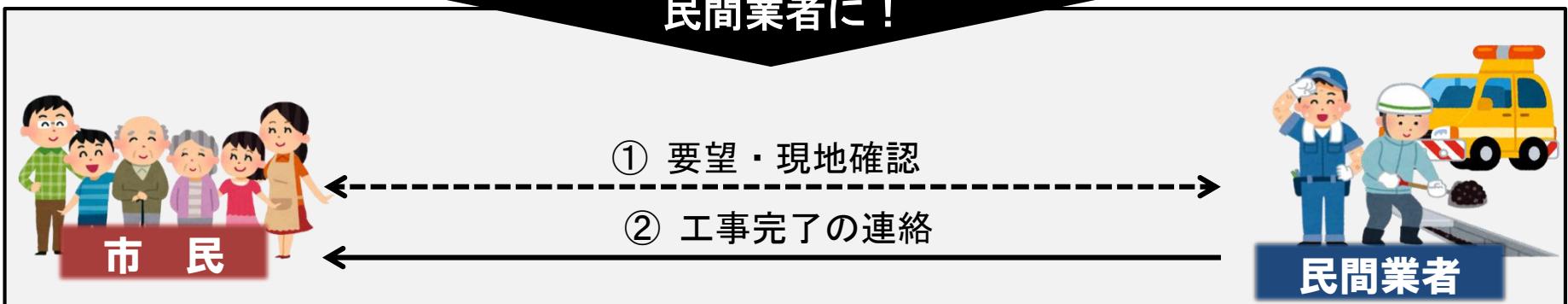
三条市職員数：736人

包括的維持管理業務委託とは

今まで 市役所が行っていた道路・公園等の 維持管理に関する業務 の一部を 民間事業者が実施

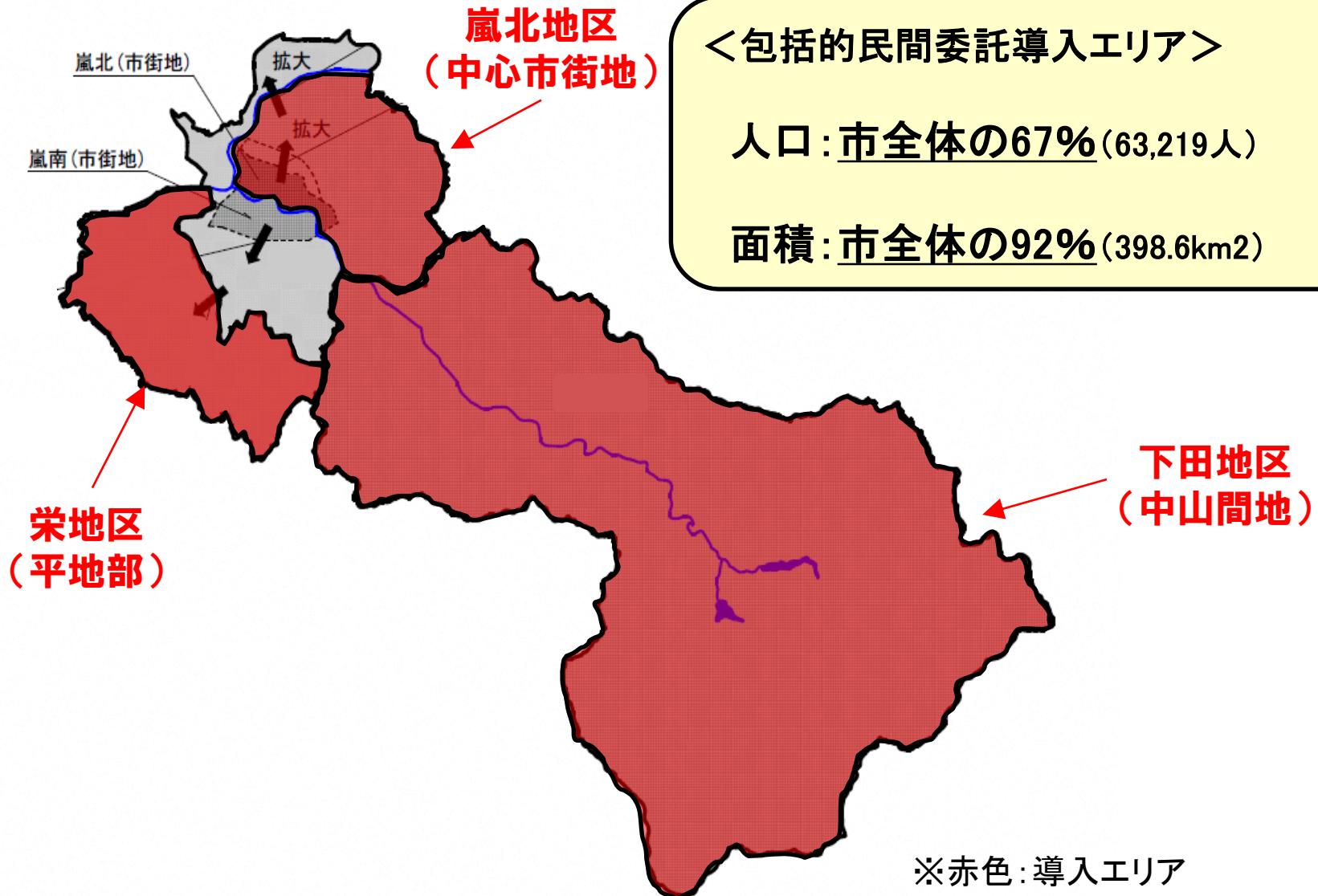
今まで…

要望してから工事完了まで時間がかかる…



市役所を間に挟まないこにより
発注手続き等が省略でき迅速な対応が可能に！

(1) 包括的民間委託導入エリア



(2) 包括的民間委託の委託内容

- 市民からの苦情・要望受付
- 各施設の巡回
- 道路維持管理：舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、消雪パイプ、橋梁点検など
- 公園維持管理：施設、遊具、植栽など
- 水路維持管理：水路など

業務範囲	嵐北地区 (市街地) H29導入	下田地区 (中山間地) H31導入	栄地区 (平地部) R3導入
主な施設	市道336km、橋梁218橋、 道路照明灯144基、公園71箇所	市道240km、橋梁157橋、 道路照明灯8基、公園11箇所	市道229km、橋梁35橋、 道路照明灯44基、公園28箇所、 ポンプ場1箇所
受託者	外山・久保・マルモ・イグリ・ 山田・向陽園・パシフィックコン サルタンツ共同企業体 (計7社)	吉田組・鈴喜建設・若林建設・ グリーン造景企画・淡路電機管工 共同企業体 (計5社)	木菱・中央・山口・石翠園・ 斎藤・キタック共同企業体 (計6社)
委託期間	平成31年4月～令和6年3月	同左	令和3年6月～令和6年3月
主な業務	以下に示す道路施設などに関する 維持業務 舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、 消雪パイプ、橋梁点検、公園施設、 水路 など	同左	左記のほか以下を追加 ・ <u>計画的舗装補修</u> ・ <u>道路照明灯点検</u> ・ <u>遊具点検</u> ・ <u>ポンプ点検</u>

(2) 包括的民間委託の委託内容



① 管理するインフラの現状

建設から50年近くが経過し、急速に老朽化が進むインフラが多数存在

② 市役所の現状

人口減少に伴い、職員が減少している中で、インフラの維持管理に関する要望の対応に追われ、政策立案などの業務に手が回らない状況に・・・

③ 地元建設業の現状

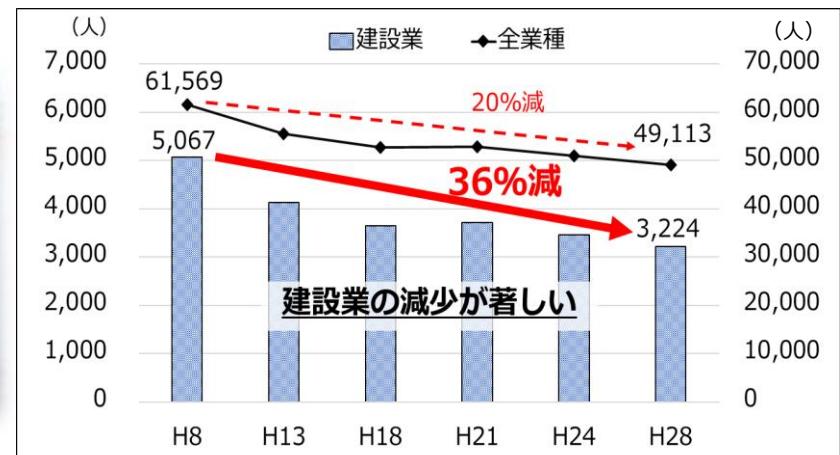
市内の建設業における従業員数は急激に減少（20年で約4割減少）
→インフラの健全な維持管理や災害時の迅速な対応ができなくなる可能性



①



②



③ 市内の就業者の推移

検討経緯（H26年度～H28年度）

- H26.9 「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立
- H27.3 「三条市総合計画」を策定（包括的民間委託への移行を打ち出し）
- H27.5 「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始
- H28.3.30 「三条市公共施設包括的民間委託検討会」より、包括的民間委託を推進する提言書が市長宛に提出
- H28.4 提言書を受け、H29年度より実施する包括的維持管理業務の具体的な内容（包括する業務、維持管理基準（案）、入札参加資格等）の検討を開始
- H28.4.27 市内の建設業を含む維持管理業者を対象に、提言書の説明会を開催
- H28.7.1 第1回意見交換会を開催（市内の業界団体を対象）
- H28.11.25 第2回意見交換会を開催（市内の建設業を含む維持管理業者対象）
- H29.1.6 公告（公募型プロポーザル方式）
- H29.3.6 業務委託契約締結
- H29.3.23 業務実施区域内地元説明会（関係自治会長対象）39自治会
⇒ 住民へ事業開始の周知（チラシ配布・回覧）
- H29.4.1 包括的維持管理業務委託開始（第Ⅰ期：H29～30、第Ⅱ期：H31～R5）

社会インフラに関する価値観の転換

施設の老朽化対策費の増加により、従来どおりの整備や維持管理を行った場合、
必要な財源が確保できなくなるおそれがあるため…

「新しくつくる」

「価値観」の転換

「賢くつかう」

人口増加社会

- ・三条市の社会インフラは、高度経済成長期後に人口増加を要因にして集中的に整備されている。
- ・不足しているものを「新しくつくること」だけを考え、計画的な維持管理や将来の更新等は省みられなかった。

少子高齢化・ 人口減少社会

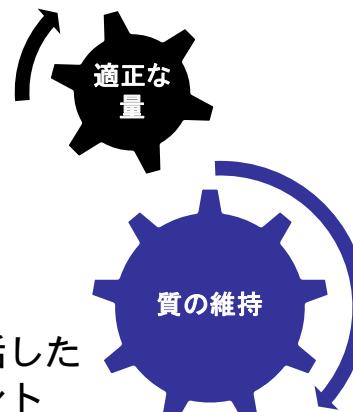
- ・適切な維持管理が行われないことにより、社会インフラの機能不全や重大な事故につながる危険性が懸念される。
- ・求められる機能やニーズの変化から、施設の過剰感が急速に顕著になることから、今ある施設を現状のまま維持することが困難になる。

既存ストックの賢い利用

- ・求められる機能やニーズの変化を適切に把握し、施設の今日的な価値の最大化を追求する。
- ・長期的な視点に立った計画的なマネジメントにより、効果的かつ効率的な施設の整備や維持管理を進めていく。

**将来にわたり持続可能な
生活基盤を構築していく**

施設を包括した
マネジメント



- 1 公共施設の効率的な活用
- (1) 施設機能の見直し
 - (2) 施設規模の見直し
- 2 長寿命化の推進
- (1) 計画的な予防保全

○契約手法の分類について

従来型

部分的民間委託

維持管理等業務の一部を、民間事業者に委託する従来の手法

業務内容

維持管理

運営

実施方法

公営

直営・維持管理会社に委託

直営・運営会社に委託

PPP 包括的民間委託

民間事業者に維持管理等を長期契約等により一括発注・性能発注する委託手法

業務内容

維持管理

(運営)

実施方法

公営

民間事業者に一括発注

PPP 指定管理者制度

地方自治法に基づき、公の施設の維持管理等を、民間事業者等を指定し実施させる手法

業務内容

維持管理

(運営)

実施方法

公営

指定管理者(民間事業者)に指定

PFI 公共施設等運営権制度

民間事業者がPFI事業の契約に基づいて、公共施設等の運営権を取得し、維持管理等を長期的・包括的に行う手法

業務内容

維持管理

運営

実施方法

民営

料金収入がないと難しい

PFI事業者が公共施設等運営権実施契約に基づき包括的に実施

高

公共の関与

低

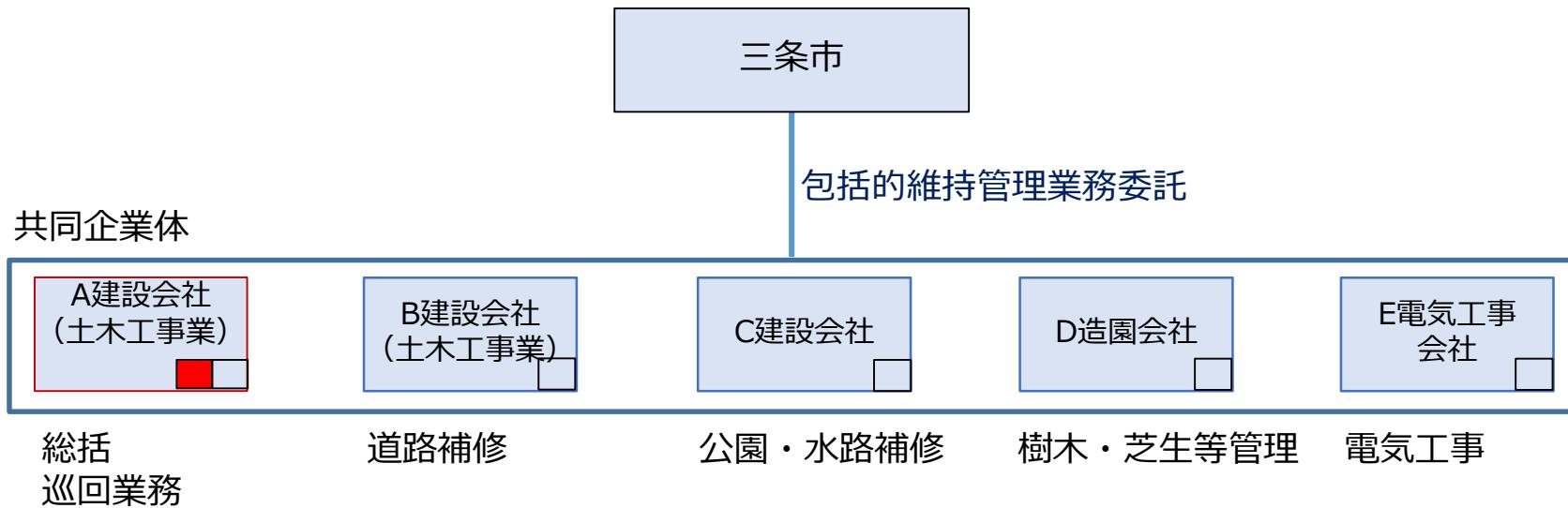
○包括的民間委託と指定管理者制度の比較

日々変化する社会情勢に対し、迅速かつ柔軟な対応が可能な、**包括的民間委託を採用**

	包括的民間委託	指定管理者制度
法的性格	「私法上の契約関係」	「管理代行」地方自治法による行政処分
管理権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者
施設使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能 ※行政権の行使は不可
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年（3～5年）が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書で定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例+要求水準書で定める
災害対応の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政判断を伴う事務（災害対応、計画策定及び工事発注等）は委託できない ・ 包括する分野、工種、実施内容などの契約条件の修正、変更など容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
メリット		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金制度の導入により、民間の創意工夫がより発揮される（ただし該当施設はない） ・ 施設の使用許可が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使用許可は不可（ただし該当施設はない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理の対象とする施設は条例で規定する必要がある

『公募型プロポーザル』により受託者を選定

【共同企業体の体制イメージ】



(凡例)

代表企業

業務実施責任者

総括業務責任者

業務実施基準

項目

業務実施基準

内容

業務要求水準書をもとに性能規定により判断
(130万円未満※/工事)

業務要求水準書

【別紙4】

社会資本の維持管理基準（案）

1 満川の範囲

社会資本の維持管理基準（案）江、三条市が管理する社会資本の維持管理は満川する。

2 維持管理の目的

社会資本は、市民の生活や社会経済活動の基盤であり、無理な公的持続管理の実施により、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に發揮し続けることを目的とする。

3 維持管理基準（案）

(イ) 除雪

冬期間の道筋を確保し、産業の振興及び通学延童・生徒の安全確保など市民生活の安全を図る。

防災未然化整備等に取り組む。

(ア) 道路維持管理

ア 路面補修

(イ) 幹線市道

(2) 道路維持管理

ア 道路補修

(ア) 幹線市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど、円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する

(イ) その他市道

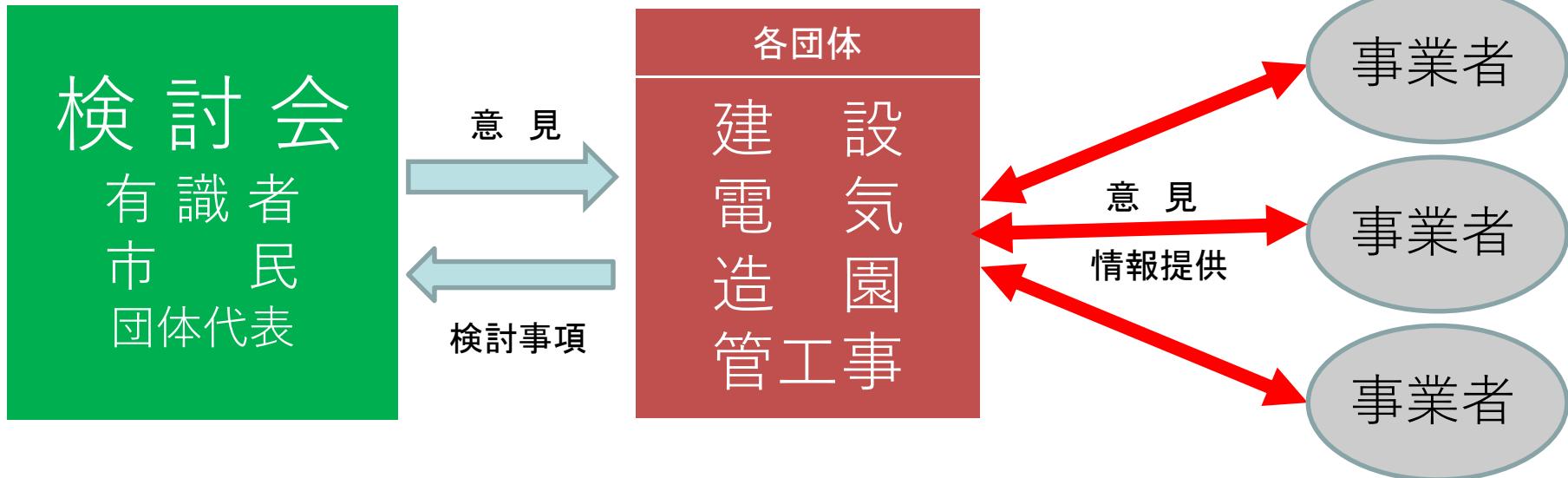
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する

※130万円以上の案件は、通常の維持管理を超えるものとし、業務の対象外

		リスク	リスク分担の考え方
一般的な工事	1)	契約手続きに関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> 議会で契約議決が必要な場合、議決できなかった場合や遅延した場合、市及び受注者に生じた費用等はそれぞれ自らが負担する
	2)	物価変動に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度の契約とする場合は、インフレやデフレなど物価の急激な変動への対応を考慮した契約とする 物価変動の幅を設定し、その幅を超えた場合は設計変更の対象とすることを予定する
	3)	不可抗力に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> 一定の雨量、降雪、積雪、風害等、事前に定めた基準値を超えた対応については設計変更の対象とする。基準値は、例えば「災害警戒支部の基準に達したとき」が考えられる。
	4)	施設の損傷リスク	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、上下水道の管路といった施設は、経年劣化が進んでいる施設が多いことから、受注者が負うリスクは限定的なものとする。 例えば、1件あたり130万円未満で対応可能な道路、公園等の施設の損傷の対応は契約に含めるものの、全体として一定の金額を超える対応については設計変更の対象とするなど、リスクが過度に受注者とならない制度設計とする。
	5)	施設損傷未発見リスク	<ul style="list-style-type: none"> 巡回業務は、施設の損傷状況や、補修必要箇所の確認を行うことが業務に含まれるが、巡回において緊急補修必要箇所が発見できなく事故等が発生した場合でも、受注者のリスクとはしない。ただし、受注者は「善良な管理者の注意義務」を果たすことを前提とする。
	6)	利用者対応リスク	<ul style="list-style-type: none"> 第三者からの苦情を含めた利用者の対応については、受注者の業務範囲内における対応は受注者側のリスクとする。一方、受注者が対応できる限度を超えた対応については市のリスクとする。 具体的な基準については市と受注者との協議で決定する。
	7)	契約終了時の性能リスク	<ul style="list-style-type: none"> 契約終了日において、施設の性能が確保されていることが必要であるが、次期受注者への引継等の条件を踏まえて最終的なリスク負担者を整理する。

○検討会の目的

市内全域を対象とした、地域の建設業構造に合致した地域維持型の包括的民間委託の調査・検討



- 各団体の代表から検討会の委員として参画してもらい、包括的民間委託を受注する立場から意見をいただく
- 事業導入説明会及び意見交換会を実施し、事業内容や事務の簡素化についての意見聴取と事業参加の意向確認を行う